

65歳以上の年金受給者で

住民税を納税されている方にお知らせ



平成21年10月より住民税の年金からの特別徴収（年金引き落とし）が始まります。
（新たな税負担が生じるものではなく、納税方法が変更する制度です）

1 制度の導入経緯

今後の高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する高齢者が増加することが予想されます。そこで、高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図ると共に、市町村における徴収の効率化を図る観点から、住民税の公的年金等から特別徴収（年金引き落とし）の制度を導入するものです。

2 対象となる方は次の項目にすべて該当する者

- ・住民税の納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払を受けた者
- ・65歳以上の公的年金等の受給者
- ・1月1日から引き続き八重瀬町に住所を有する方

《当該年度の初日（平成21年度は平成21年4月1日）に老齢基礎年金等を受けている者》

但し、次の方は特別徴収（年金から引き落とし）の対象になりません。

3 実施時期

平成21年10月支給分の年金から実施

4 徴収方法

初年度（平成21年度）は、6月、8月は普通徴収（直接本人が支払う方法）、10月、12月、2月の偶数月（年金受給月）から特別徴収とする。

例）年税額 24,000円の場合

年税額を2で割り普通徴収分と特別徴収分に分ける

普通徴収1期（6月30日）	6,000円
普通徴収2期（8月31日）	6,000円
年金特徴10月（10月10日）	4,000円
年金特徴12月（12月10日）	4,000円
年金特徴2月（2月10日）	4,000円

次年度（平成22年度）は、引き続き4月の偶数月から特別徴収とする。

年金特徴4月（4月10日）

4,000円×6回

5 特別徴収義務者

社会保険庁等

6 年金以外の所得（農業、営業、不動産所得等）がある場合

年税額の内、年金の所得分を年金からの特別徴収（年金引き落とし）、その他所得分を普通徴収（本人が直接支払う）します。

※年金特徴分と普通徴収分の計算方法は、年金の所得分の住民税を計算し、年税額から優先して差し引きます。そして、差し引かれた残りの住民税を普通徴収としています。

※住民税の年税額 | 年金からの特別徴収 | 普通徴収
（全所得分の住民税） （年金の所得分の住民税） （差引後の住民税）

問い合わせ先

八重瀬町役場税務課 住民税担当

電話番号 098-998-998 | 9593

八重瀬町ホームページ

(<http://www.town.yaese.okinawa.jp/yaese/>)

行政情報の税務課より

「個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について」にリーフレット（PDF）がありますのでご覧下さい。

水中運動教室

受講生募集!!



水の特性（浮力・抵抗）を利用した、水中でのエアロビクスです。音楽に合わせてながら楽しく身体を動かして体力アップ、ダイエットを目指します。楽しみながら効果が期待できるクラスです。

水中運動は、浮力により、膝や腰にかかる負担が少ないことから幅広い年齢の方に適しています。水中運動教室では、健康づくり、体力づくりが出来るとともに、膝痛・腰痛・生活習慣病予防と改善及び心のリフレッシュ等を目的としています。この機会にぜひ、ご参加ください。

日程

平成21年7月より9月まで
毎週水曜日（祝祭日を除く）

時間

午後7時30分～8時30分

場所

八重瀬町営プール（25m）

定員

20名

※定員に達し次第締切りとなります

※但し、申込が10名に満たない場合は、教室は開催いたしません。

参加料

1、600円
（スポーツ安全保険料）

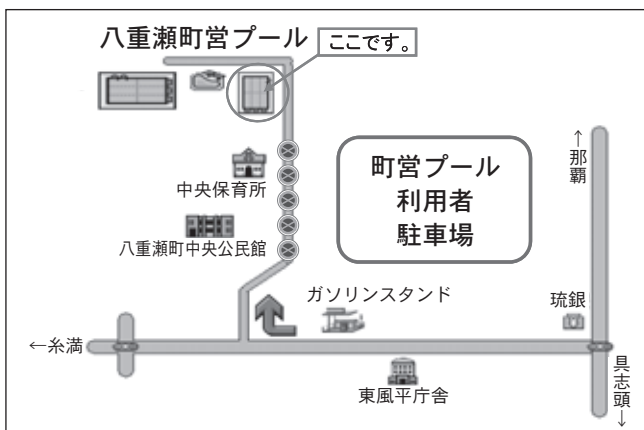
その他 飲み物・水筒等は、各自でご準備ください。

受付 東風平体育館窓口か町営プール窓口にて所定の申込用紙を記入の上、保険料を添えてお申込下さい。

お問い合わせ

八重瀬町教育委員会 社会教育課（東風平体育館）

TEL 998-2140 FAX 998-2677



八重瀬町シルバー人材センター

入会説明会の開催について

日時

毎月 第一金曜日 午前10時

場所

八重瀬町シルバー人材センター
八重瀬町具志頭改善センター2F

連絡先

☎ 998-0013

八重瀬町シルバー人材センターが設立して、早いもので約1年半が経過致しました。現在では、68名の会員が登録しております。

町民の皆様の中には、シルバー人材センターとはどんなことをしている場所なのか？と疑問をお持ちの方も多いかと思えます。

そこで、当センターでは毎月1回入会説明会を開催しております。シルバー人材センターに少しでも興味のある方は、ぜひご参加下さい。お待ちしております。!!



※参加をご希望の方は、前もってご連絡ください。 (*^-*)

住民健診が始まりました



今年も住民健診が5月7日からスタートしました。
 国の示すは65%（40～74歳までの特定健診受診率）には届きませんでした。が、今年も多くの方々の受診をお願いします。

年齢及び保険の種類	必要なもの	町実施の集団健診		指定健診機関での個別健診
		基本健診	がん検診	
① 40才～74才国保加入者	受診券 + 保険証	○	加入保険 問わず 全町民対象	○
② 75才以上後期高齢医療加入者	受診券 + 保険証	○		○
④ 20～40未満の方・生活保護受給者	受診券	○		×

※会社勤めの方は、従来通り「職場での健診」が優先です。（労働安全衛生法により事業所の義務）
 ※共済組合・けんぽ協会の被扶養者（家族）は、「保険証」+「受診券」で集団健診を受けることができます。
 ※その他社会保険の被扶養者（家族）は、加入している保険者にお問い合わせ下さい。

集団健診検査項目・自己負担額 ◀健診日程は、広報やえせの町民カレンダーをご覧ください▶

健康診査 自己負担無料	希望検診 希望者は下記料金で受けられます	がん検診 70才以上、非課税、生保世帯は免除
①診察 ②血圧測定 ③尿検査 ④身体計測（身長、体重、腹囲） ⑤血液検査 ・中性脂肪 ・空腹時血糖 ・HDLコレステロール ・LDLコレステロール ・HbA1c ・GOT ・GPT ・γ-GTP	①心電図検査…… 1,000円 ②眼底検査………600円 ☆介護予防健診 無料 65才以上で介護のサービスを受けていない方	①胃がん検診………900円 ②大腸がん検診………400円 ③肺がん・結核検診…200円 ④喀痰検診………600円



健診を受けるときの注意点

健診当日は血液検査や胃がん検診を受診されるため、検査日前日の夜9時以降の飲食物は口にしないよう説明しています。しかし、検査日は空腹の上、夏という暑さから体では脱水が起きやすい状態になっています。脱水は検査結果に影響するといわれています。**受診する3時間前ならコップ1杯程度の水**は検査に影響を与えませんので、水分を補給をして脱水にならないようご注意ください。また、胃がん検診を受ける方で、**高血圧や心臓のお薬**を内服されている方は3時間前までにお薬を飲んでから検査を受診するよう、お願いします。



5月31日～6月6日までは禁煙週間です。

禁煙週間のテーマ『煙のない健康的な社会づくり』

喫煙・受動喫煙の健康被害についてご家庭や地域で考えましょう。あなたは、「ニコチン依存症」になっていませんか？
 禁煙外来も増えています。専門医療機関にご相談してみてもいいですか？

問い合わせ：八重瀬町役場 健康保険課（保健センター） TEL 998-1149

平成20年度下半期（平成21年3月31日現在）

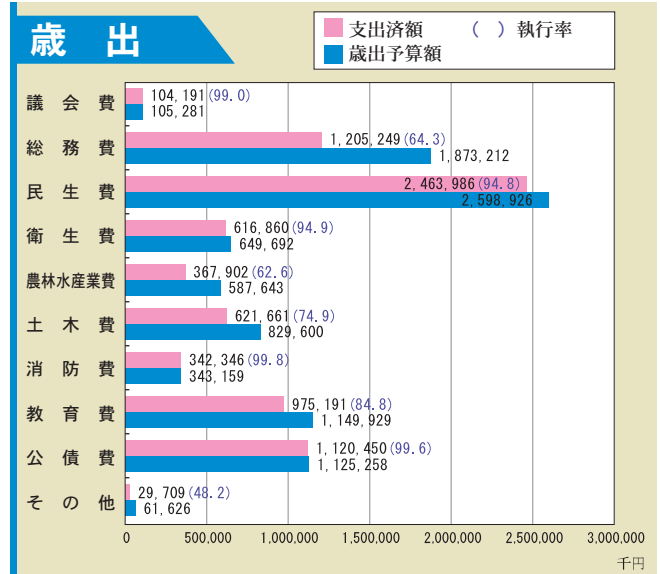
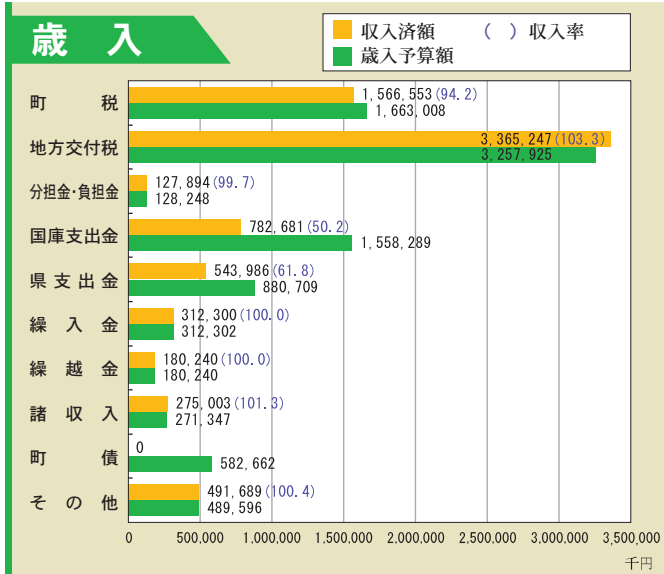
八重瀬町財政状況

八重瀬町告示第10号
平成21年5月20日

平成21年3月31日現在
人口：27,013人
男：13,550人
女：13,463人
世帯数：9,305世帯
面積：26.90km²

財政事情書の作成及び公表に関する条例第2条により、
平成20年度下半期の財政事情を次のとおり公表する。

一般会計



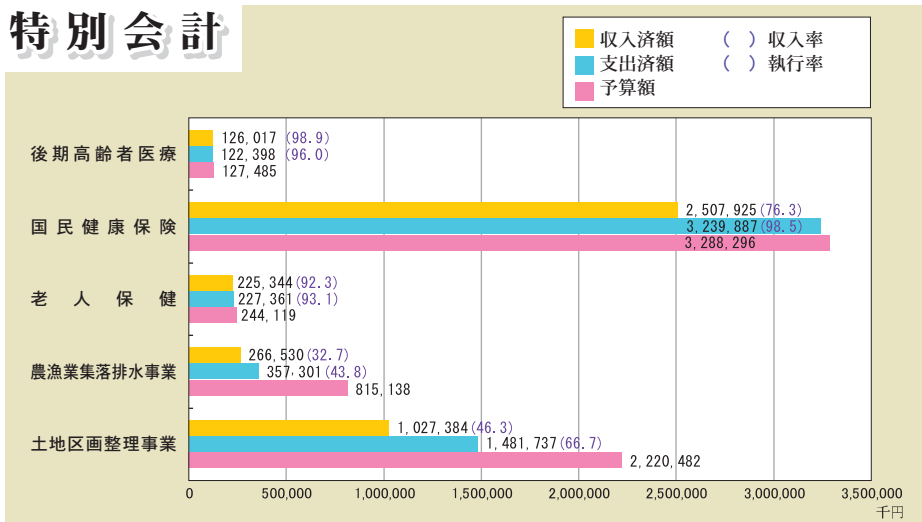
歳入予算額：9,324,326千円

収入済額：7,645,593千円（収入率：82.0%）

歳出予算額：9,324,326千円

支出済額：7,847,545千円（執行率：84.16%）

特別会計



財産の状況

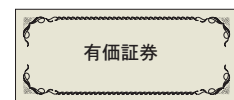
土地：809,758.00m²



建物：77,659.95m²



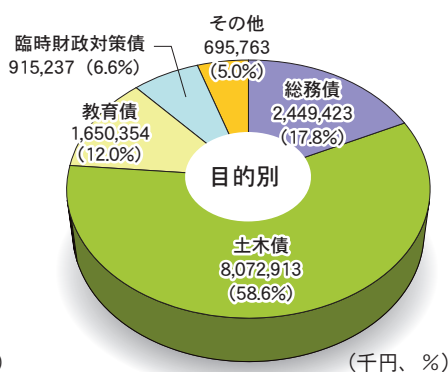
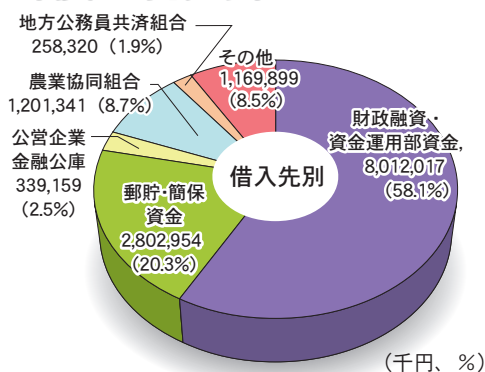
有価証券：189,460千円



基金：1,175,113千円



町債の現在高（町債総額 13,783,690千円）



一時借入金の状況
2,500,000千円